

品質表示基準の見直しについて

「玄米及び精米」



20消安第4452号

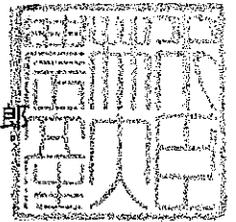
平成20年7月23日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 鴨 下 一 郎



玄米及び精米品質表示基準の一部改正について（諮問）

下記の農林水産大臣の定める基準の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）

玄米及び精米品質表示基準の見直しについて（案）

平成20年12月2日

農 林 水 産 省

1 趣旨

食品の表示に関する共同会議において表示事項の見直しが検討された玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）について、以下の見直しを行う。

2 内容

米の農産物検査等検討会において、農産物検査を受けたものでも異品種の混入があることが報告されたことを踏まえ、

一括表示内の原料玄米欄において、現行の%（百分率）表示の義務づけを廃止し、

（1）単一原料米については、「単一の原料米」である旨を記載し、使用割合欄を削除する

（2）ブレンド米については、割の単位での表示を義務付ける
改正を行う。

玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行												
<p>(適用の範囲) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(表示事項) 第3条 (略)</p> <p>(表示の方法) 第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。 (1) (略) (2) 原料玄米 原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。 ア 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた原料玄米にあつては、「<u>単一原料米</u>」と記載し、その産地、品種</p>	<p>(適用の範囲) 第1条 この基準は、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）の別表に掲げる農産物のうち、玄米及び精米（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）に適用する。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 507 2130 708"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄米</td> <td>もみから、もみ殻を取り除いて調製したものをいう。</td> </tr> <tr> <td>精米</td> <td>玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したものをいう。</td> </tr> <tr> <td>もち精米</td> <td>精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米をいう。</td> </tr> <tr> <td>うるち精米</td> <td>もち精米以外の精米をいう。</td> </tr> <tr> <td>原料玄米</td> <td>製品の原料として使用される玄米をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(表示事項) 第3条 玄米及び精米の品質に関し、販売業者（精米につき、精米工場が表示する場合には、その者を含む。以下「販売業者等」という。）が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1) 名称 (2) 原料玄米 (3) 内容量 (4) 精米年月日（原料玄米を精白した年月日をいう。以下同じ。） (5) 販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号 2 玄米にあつては、販売業者が表示すべき事項は、前項第4号に掲げる事項に代えて、調製年月日（原料玄米を調製した年月日をいう。以下同じ。）とする。 3 輸入品であつて、精米年月日又は調製年月日が明らかでないものにあつては、第1項第4号又は前項に規定する事項に代えて、輸入年月日とする。 (表示の方法) 第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。 (1) (略) (2) 原料玄米 原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。 ア 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた原料玄米にあつては、<u>産地、品種、産年及び使用割合（原料玄米</u></p>	用 語	定 義	玄米	もみから、もみ殻を取り除いて調製したものをいう。	精米	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したものをいう。	もち精米	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米をいう。	うるち精米	もち精米以外の精米をいう。	原料玄米	製品の原料として使用される玄米をいう。
用 語	定 義												
玄米	もみから、もみ殻を取り除いて調製したものをいう。												
精米	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したものをいう。												
もち精米	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米をいう。												
うるち精米	もち精米以外の精米をいう。												
原料玄米	製品の原料として使用される玄米をいう。												

及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記すること。この場合、国産品にあつては「国内産 △割」と、輸入品にあつては原産国ごとに「○○産 △割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「○○」には国名、「△」には使用割合を表す数字を記載すること（イからエにおいて同じ。）。

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（以下「証明米」という。）が含まれている場合にあつては、当該証明米についてイの規定による「国内産 △割」又は「○○産 △割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアに規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(ア)～(ウ) (略)

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（以下「未検査米」という。）が含まれている場合にあつては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 △割」又は「○○産 △割」の表示の次に括弧を付して「未検査米△割」と記載することができる。

(3) (略)

(4) (略)

の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を表示することとし、この場合における産地及び使用割合は、次の各号に規定するところにより記載すること。

(ア) 産地

国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は原産国名及び一般に知られている地名を記載すること。

(イ) 使用割合

「100%」と記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合を併記すること。この場合、国産品にあつては「国内産 △△%」と、輸入品にあつては原産国ごとに「○○産 △△%」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「○○」には国名、「△△」には使用割合を表す数字を記載すること（イからエにおいて同じ。）。

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（以下「証明米」という。）が含まれている場合にあつては、当該証明米についてイの規定による「国内産 △△%」又は「○○産 △△%」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアの(ア)に規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(ア) 複数の証明米について表示する場合にあつては、当該証明米の使用割合の多い順に記載すること。

(イ) 複数の証明米を混合して用いた場合にあつては、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができる。

(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあつては、表示するすべての証明米について表示項目をそろえて記載すること。

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（以下「未検査米」という。）が含まれている場合にあつては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 △△%」又は「○○産 △△%」の表示の次に括弧を付して「未検査米△△%」と記載することができる。

(3) 内容量

内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。ただし、精麦又は雑穀を混合したものにあっては、精麦又は雑穀を合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧を付して精麦又は雑穀の最も一般的な名称にその重量及び単位を併記して記載すること。

(4) 精米年月日

ア 調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」とすること。

(ア) 平成12年4月1日

(イ) 12. 4. 1

2 前条に規定する事項の表示は、前項第2号アの場合にあつては別記様式1により、同号イの場合にあつては別紙様式2により、容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

(表示禁止事項)

第5条 (略)

別記様式1 (第4条関係)

名 称			
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年
内 容 量			
精 米 年 月 日			
販 売 者			

別記様式2 (第4条関係)

名 称				
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年	使 用 割 合
内 容 量				

(ウ) 2000. 4. 1

(エ) 00. 4. 1

イ 調製年月日、精米年月日若しくは輸入年月日の異なるものを混合したものにあっては、最も古い調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を記載すること。

2 前条に規定する事項の表示は、別記様式により、容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

(表示禁止事項)

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条第1号及び第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(5)及び(6)に掲げる事項については、前条に規定するところにより表示する場合を除く。

- (1) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (2) 原料玄米が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表す用語、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表す用語
- (3) 未検査米の原料玄米にあつては、品種又は産年を表す用語
- (4) 「新米」の用語（原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器に入れられ、若しくは包装された玄米又は原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器に入れられ、若しくは包装された精米を除く。）
- (5) 原料玄米のうち使用割合が50%未満であるものについて、当該原料玄米の産地（国産品又は輸入品の別を含む。以下同じ。）、品種又は産年を表す用語（使用割合を、産地、品種又は産年を表す用語のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさに付してあるものを除く。）
- (6) 産地、品種又は産年を表す用語を表示する場合にあつては、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさに付してある「ブレンド」その他産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を用いていることを示す用語

別記様式 (第4条関係)

名 称				
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年	使 用 割 合
内 容 量				

精 米 年 月 日	
販 売 者	

備考

精 米 年 月 日	
販 売 者	

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8 3 0 5 (1 9 6 2) に規定する 1 2 ポイント (内容量が 3 キログラム以下のものにあつては、日本工業規格 Z 8 3 0 5 (1 9 6 2) に規定する 8 ポイント) の活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。
- 3 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と記載することができる。
- 4 産地、品種又は産年を表示しないものにあつては、この様式中その項目を省略することができる。
- 5 産年及び精米年月日をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の産年及び精米年月日の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。
- 6 玄米にあつては、この様式中「精米年月日」を「調製年月日」とすること。
- 7 輸入品であつて、調製年月日又は精米年月日が明らかでないものにあつては、この様式中「調製年月日」又は「精米年月日」を「輸入年月日」とすること。
- 8 表示を行う者が精米工場である場合にあつては、この様式中「販売者」を「精米工場」とすること。
- 9 この様式は、縦書とすることができる。
- 10 この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。

第35回食品の表示に関する共同会議

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会
食品表示調査会
農林水産省 農林物資規格調査会表示小委員会

日時：平成20年7月28日（月）

14：00～16：00

場所：農林水産省7F 共用第10会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 玄米及び精米品質表示基準の見直しについて
- (2) 最近の食品表示をめぐる情勢について
- (3) その他

3. 閉会

配付資料

資料1 玄米及び精米品質表示基準の改正案について

資料2 加工食品の原料原産地表示をめぐる最近の情勢等について

資料3 消費者行政推進会議取りまとめ（抜粋）
～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～
平成20年6月 消費者行政推進会議

資料4 [プレスリリース]養殖うなぎの原産地表示の適正化について

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会
及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会委員名簿
(食品の表示に関する共同会議委員名簿)

【H20.7 現在】

- あくざわ りょうぞう 阿久澤 良造 日本獣医生命科学大学教授
- いたくら ゆかこ 板倉 ゆか子 消費生活アナリスト
- うえたに りつこ 上谷 律子 財団法人 日本食生活協会常務理事
- うの ありこ 宇野 亜里子 全国農業協同組合中央会営農・経済事業改革推進部食の安全・安心対策室長
- おがさわら しょういち 小笠原 荘一 日本チェーンストア協会常務理事
- かんだ としこ 神田 敏子 前・全国消費者団体連絡会事務局長
- きし れいこ 岸 玲子 北海道大学教授
- しだ えいじ 信太 英治 財団法人 食品産業センター企画調査部長
- たじま まこと 田島 眞 実践女子大学教授
- たん けいじ 丹 敬二 日本生活協同組合連合会営業本部カスタマーサービス推進部部長
- つぼの よしたか 坪野 吉孝 東北大学教授
- ながの みさこ 長野 みさ子 東京都杉並区杉並保健所長
- ますだ あつこ 増田 淳子 ジャーナリスト
- まつだ りえこ 松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長

(五十音順、敬称略)

は座長、 は座長代理

パブリック・コメント等募集結果

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きに寄せられた意見・情報
(玄米及び精米品質表示基準の改正案)

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H20.8.1～H20.9.1）

(1) 受付件数 24件

(2) 意見・情報
別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H20.9.24～H20.11.23）

受付件数 なし

玄米及び精米品質表示基準の改正案に対して寄せられた御意見・情報等
に対する考え方について

御意見の概要	当省の考え方
<p>現行の表示制度を維持すべきである。 (他4件) 「%」表示から「割」表示に変更すること の意義がわからない。 (他4件)</p>	<p>原料玄米の産地、品種及び産年を表示するには、農産物検査法に定める農産物検査による証明が必要です。しかしながら、現状として、複数品種を生産している農業経営において、収穫機、乾燥機、籾摺機、調整機といった作業機内で他品種の玄米が混入することがあり、農産物検査による証明を受けた原料玄米であっても、わずかに他品種の玄米が混入していることがあります。このような、意図しない他品種のわずかな混入が起こりうる現状に照らして、「〇〇産100%」という表示は消費者に誤認を与える可能性があることから、「単一原料米」という表示に改めるとというのが、今回の改正案の趣旨です。同様な理由から、複数原料米についても、「〇〇産80%、△△産20%」と表示してあっても、他品種がわずかに混入している可能性があり、使用割合が1%の単位まで厳密に正しいとは言えないことから、より現状に即した「〇〇産8割、△△産2割」という表示に改めるといえるものです。</p>
<p>「割」表示よりも「%」表示の方が信頼できる。より大まかな表示へと表示基準が緩和されることに不安を感じる。</p>	<p>考え方は上と同じです。 なお、〇〇産と△△産を7.5対2.5といった割合で使用した場合は、「〇〇産7.5割、△△産2.5割」と事実即して表示することになります。従って、今回の改正は、より大まかな表示へと緩和するものではありません。</p>
<p>消費者は「100%」という表示を、他のものが1%も混入していないという厳密な意味での100%と理解しているのではなく、「ほぼ単一のもの」という意味で捉えている。実際、果実飲料においては、砂糖類やはちみつといった果汁以外のものが含まれていても果汁100%と表示できるし、衣料</p>	<p>農産物検査による証明を受けた原料玄米であっても、わずかに他品種の玄米が混入していることがあるため、「〇〇産100%」という表示よりも「単一原料米」という表示の方が現状を正確に表しており、消費者に誤認を与えないと考えております。</p>

<p>品においても数%の他の繊維の混入が認められている。求められていることは、意図せざる混入が起こりうるという意味を含ませた表現に改めることではなく、意図的な不正表示を取り締まることだと思う。そのためには、農政事務所や都道府県による検査、モニタリングによる監視の体制を強化し、不正を厳格に摘発し罰則を与えることが効果的だと考える。</p>	<p>食品の意図的な不正表示に対しては、広域で重大な違反事案に対応するために食品表示特別Gメンを配置し、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で「食品表示監視協議会」を設置しするなど、監視体制の強化を図っております。</p>
<p>「割」表示に変更すると、数%の異物の混入が許可されるように思う。例えば、91%が国産米で、9%が遺伝子組換え米でも、単一原料米と表示できるのはおかしい。</p>	<p>原料玄米の産地、品種及び産年を表示するには、農産物検査法に定める農産物検査による証明が必要です。 「%」表示から「割」表示へと変更することによって、意図的な異物の混入を許容するということはありません。 なお、本改正案は遺伝子組換えの議論とは全く別の改正です。</p>
<p>遺伝子組換えの米を推進するために表示方法を改正するのであれば、反対する。 (他 5 件)</p>	<p>どのような経緯からこのような意見が寄せられたのかは不明ですが、本改正案は、遺伝子組換えの議論とは全く別の改正です。また、議論の対象にもなっておりません。</p>

注) 上記以外の御意見については、告示案の内容に関する御意見ではなかったため、参考として賜ります。